

推進委員会からのご意見

◇第2回推進委員会 令和5年10月30日（月）18時30分～

	第1条（目的）
委員会 提示資料	この条例は、阪南市自治基本条例（平成21年条例第21号）第16条第1項の規定に基づき、 <u>地域の地縁組織、個人、事業者その他多様な主体が参画し、地域の活性化や課題の解決に向け取り組むための組織である地域まちづくり協議会の形成及び活動に関し必要な事項を定めることにより、地域における協働のまちづくりを推進することを目的とする。</u>
委員意見	○1回目の委員会で提示されていた表現が良いのでは。 ○2回目の資料で修正して加えた部分は、まちづくり協議会の役割という条項を新たに設け規定しては。
検討（ア） 第1回 委員会 提示資料	この条例は、阪南市自治基本条例（平成21年条例第21号）に規定する基本理念に基づき、協働によるまちづくりを推進するため、地域まちづくり協議会の設置に関し必要な事項を定めることにより、地域における住民自治を推進することを目的とする。
検討（イ） 第1回 委員会 提示資料 加筆修正	この条例は、阪南市自治基本条例（平成21年条例第21号）に規定する基本理念に基づき、 <u>コミュニティの活性化や地域課題の解決を推進するための新たな組織である地域まちづくり協議会の設置に関し、必要な事項を定めることにより、地域における協働によるまちづくりを推進することを目的とする。</u>
検討（ウ） 変更なし	この条例は、阪南市自治基本条例（平成21年条例第21号）第16条第1項の規定に基づき、地域の地縁組織、個人、事業者その他多様な主体が参画し、地域の活性化や課題の解決に向け取り組むための組織である地域まちづくり協議会の形成及び活動に関し必要な事項を定めることにより、地域における協働のまちづくりを推進することを目的とする。

	<p>第2条（用語）</p>
<p>委員会 提示資料</p>	<p>この条例で使われている用語の意味は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>住民自治</u> 自分たちの住んでいる地域を、自ら運営することをいう。</p> <p>(2) <u>市民</u> 市内に在住、在勤若しくは在学をする個人、市内に事業所を置く事業者又は活動する団体をいう。</p> <p>(3) <u>自治会等</u> 一定の区域内の住民等で構成された、地域住民等の福祉や振興の向上のため活動する組織をいう。</p> <p>(4) <u>市民公益活動団体</u> 市民が自主的に、地域課題又は社会的課題の解決に取り組む、営利を目的としない公益な活動を行う団体</p> <p>(5) <u>地域まちづくり協議会</u> 概ね小学校区を単位以下とする地域内の市民（以下、「地域の市民」という。）市民により構成され、その地域内に所在する自治会等その他の市民公益活動団体の参加を得ている団体であって、第4条第1項の規定による市長の認定を受けたものをいう。</p>
<p>委員意見</p>	<p>○第1号「住民自治」 委員会提示資料には語句が出てこないため不要。</p> <p>○第4号「市民公益活動団体」 自治基本条例では市民活動団体。</p> <p>○用語整理が必要。</p>
<p>検討</p>	<p>第2条（定義）</p> <p>この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>市民</u> 市内に在住、在勤若しくは在学をする個人、市内に事業所を置く事業者又は市内で活動する団体をいう。</p> <p>(2) <u>自治会等</u> 一定の区域内の住民等で構成された、地域住民等の福祉や振興の向上のため活動する組織をいう。</p> <p>(3) <u>市民活動団体</u> 市民が自主的に組織する地域の活動や地域で生じた課題の解決に取り組む団体や、他の市民と共通する公益目的の実現に向けて取り組む団体をいう。</p> <p>(4) <u>地域まちづくり協議会</u> 概ね小学校区を単位以下とする地域内の市民（以下、「地域の市民」という。）により構成され、その地域内に所在する自治会等その他の市民活動団体の参加を得ている団体であって、第4条第1項の規定による市長の認定を受けたものをいう。</p> <p>(5) <u>参画</u> 市の政策等の立案、実施及び評価に至る過程において、責任を持って自主的かつ自発的に参加し、意思形成にかかわることをいう。</p> <p>(6) <u>協働</u> 互いの特性を尊重しながら、それぞれの責任と役割分担に基づき、住みよいまちとするために、協力し行動することをいう。なお、新しい価値や事業等の創造・構築段階から協働で取り組む共創の考え方も含む。</p> <p>※第1条に住民自治を含む場合</p> <p>(7) <u>住民自治</u> 自分たちの住んでいる地域を自ら運営することをいう。</p>

委員会 提示資料	<p>第5条（活動）</p> <p>地域まちづくり協議会は、その地域の特性を活かし、地域の課題解決や魅力の向上に向けて、自主的かつ主体的にまちづくりを行うこと。</p> <p>2 地域まちづくり協議会は、その活動について、地域の市民との情報共有を行うこと。</p> <p>3 地域まちづくり協議会は、自らが取り組む地域のまちづくりの目標、活動方針、内容などを定めた地域計画を策定すること。</p>
委員意見	<p>○第3項では、「地域計画を策定する」という規定だけでなく、その計画に基づき「活動を行っていく」という表現が必要ではないか。</p> <p>○条文を「計画の策定」と「役割（活動）」を分け、計画のところでは、総合計画との整合性を確保するなど、もう少し詳しく規定してはどうか。</p>
検討	<p>地域まちづくり協議会は、第1条の目的を達成するために、地域特性を活かし、地域の課題解決や魅力の向上に向けて、自主的かつ主体的にまちづくりに取り組むこと。</p> <p>2 地域まちづくり協議会は、活動について、地域の市民との情報共有を行うこと。</p> <p>3 <u>地域まちづくり協議会は、地域の市民がまちづくりをより円滑かつ効果的に行うことができるよう、それぞれの活動内容を理解し、ネットワークの構築を行うこと。</u></p> <p>第〇条（地域計画の策定）</p> <p>地域まちづくり協議会は、第5条に掲げる活動を推進するため、地域ごとの特性に基づき、自らが取り組む地域計画を策定するものとする。</p> <p>2 地域計画には、地域の将来像、まちづくりの基本方針、計画期間、活動内容などを記載すること。</p> <p>※3 地域計画の策定にあたっては、阪南市総合計画との整合性を図るものとする。</p>

	第7条（行政の助言及び支援）
委員会 提示資料	行政は、地域まちづくり協議会の自主性及び主体性を尊重し、その活動について適切な助言及び支援を行うこと。
委員意見	<p>○まちづくり協議会と行政との関係性があまり書かれていないように思う。元々記載のあった補完でも良いが、補完が適さないなら協働でもよい。</p> <p>○第5条との関係では、行政と相補い合いつつというのをどのように位置づけていくのか。</p> <p>※補完：お互いに足りないところや弱いところを補って、助け合うこと</p>
検討	行政は、地域まちづくり協議会の自主性及び主体性を尊重し、その活動について適切な助言及び支援を行うとともに、 <u>地域まちづくり協議会と連携協力を図るものとする。</u>

	その他
委員意見	<p>○認定後の補助金に対し、どのような規則や要綱が出来ていくのか。その方向付けの議論（大枠の議論）ぐらいは、行っておいても良いかも。</p> <p>○第6条第1号 「宗教の教義を広め、儀式行事を行い～」を主たる目的とするまちづくり協議会は認められない。 やぐらや祭りなど、伝統行事或いは活動行事中に宗教的なものが入っていても、それが主たる目的ではなければ問題ないという整理をすればどうか。</p> <p>○様々な行政計画の中では、インフラ整備やサービス業などが盛り込まれているが、そのようなものに、地域まちづくり協議会がどのように計画的に関わっていきけるか。あるいは、地域まちづくり協議会として何をどこまで考えればよいか。</p> <p>○様々な活動や担い手の方々に入っただきネットワークを組んでまちづくり協議会を作る。そこから新しい活動やこれまでなかなか手が付けられなかったような活動もできるようになっていく。 そういう新しい力というのをつけていくという意味でまちづくり協議会を位置づけしていくといいのでは。</p>